

2005年7月12日

倫理委員会からの回答

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

頂いたご意見

- ・ 原子力学会倫理規定に理念には法令、規則の遵守が謳われているが、憲章にも、法令、規則の遵守、安全の確保 に関する項目を追加したほうが良い。

倫理委員会からの回答

法令遵守は前文に明記している大前提であり、改めて憲章に重複する形では追加の必要はないと判断しました。ただ、第7条を少し改訂し、「あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり」という表現をいれることで法遵守を今まで以上に強調しようと考えています。安全確保については第2条に「公衆の安全を全てに優先」との表現がありますので、これ以上の強調は必要ないと判断しました。

頂いたご意見

- ・ 憲章：6章「・・・自ら判断を下す」は独自の判断で行動すべきであるとの誤解を招きやすい。(理念にある)「自らを省み」、関係者への確認、コミュニケーションを怠らないことを追記したほうがよい。

倫理委員会からの回答

第6条ではなく第2条を説明する行動の手引となりますが、2-6.では「独断を避けて関係者に確認する」という表現を、また2-9.では「他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加する」という表現を、さらに第5条を説明する5-6.では「他者の意見を傾聴して」という表現を加えて独断を戒めるようにしようとしています。指摘ありがとうございました。

頂いたご意見

- ・ 行動の手引き：上記同様、法令、規則の遵守に関する項目を追加したほうが良い。(公的資格の遵法などがあるがもっと全般的)

倫理委員会からの回答

例えば2-2.に「法令・規則を遵守することはもちろん」という表現があり、また3-2.(改訂前の3-1.)に「関係する法令や規則を学び」という表現があります。4-4.の公的資格に関する法令遵守だけでなく法令・規則の遵守については注意を喚起している

と考えております。

頂いたご意見

- ・ 行動の手引き：2-6「原子力・放射線関連の作業においては常に慎重に・・・」とあるが、原子力施設における作業全般に該当するので、「原子力施設での作業においては・・・」のほうが誤解がない。また、“慎重に”について、作業中の気づき点はそのままにしない、独断で判断せず関係者に確認するなどの具体的な項目を追記したらどうでしょうか。

倫理委員会からの回答

ご提案のように「原子力施設での作業」としますと狭く限定するようにとられますので、現状のまま「原子力・放射線関連の作業」とさせていただければと存じます。すなわち、病院などでも放射線は使用され、その作業は慎重にすべきものですが、一般にはそれを「原子力施設での作業」とは呼ばないのが実情です。「慎重に」については、ご提案のとおり「作業中気付いた点を放置せず、また独断を避けて関係者に確認するなど、」を追記することを考えています。ご提案ありがとうございます。

頂いたご意見

- ・ 行動の手引き：法令、規則遵守の違反に対する毅然とした姿勢についても追記したほうが良いのではないのでしょうか。（自分、外部からの要求）

倫理委員会からの回答

法令・規則遵守の違反に対しては罰則が科せられます。一方倫理規程は、法令や規則に規定されていなくても、また罰則はなくても守るべきものは守ることを要求しています。あまり法令・規則遵守ばかりを強調すると、法さえ守っていれば倫理的な行動だという誤解を招きかねません。そのことも配慮して、あまりに法令・規則遵守についてだけ述べることは避けております。